

兵庫県発注の建設工事に係る入札・契約制度

1 各入札方式の対象工種及び対応契約予定金額

入札方式に応じて、対象工種及び対応契約予定金額は、原則として次表のとおりとしている。ただし、高度な技術を要する工事である等、特別の事情がある場合には、次表によらないことがある。

入札方式	対象工種	対応契約予定金額
一般競争入札	全ての工種	23億円以上(WTO案件)
公募型一般競争入札	一般土木、アスファルト舗装、造園	2億5千万円以上
	鋼橋梁(上部)、PC橋梁(上部)	1千万円以上
	機械器具製作据付、電気通信	1千万円以上
	建築一式	4億5千万円以上
	電気、管	2億5千万円以上
	その他の工種※	5億円以上
制限付き一般競争入札	一般土木、アスファルト舗装、造園	1千万円以上2億5千万円未満
	建築一式	5千万円以上4億5千万円未満
	電気、管	1千万円以上2億5千万円未満
指名競争入札	一般土木、アスファルト舗装、造園	1千万円未満
	鋼橋梁(上部)、PC橋梁(上部)	1千万円未満
	機械器具製作据付、電気通信	1千万円未満
	建築一式	5千万円未満
	電気、管	1千万円未満
	その他の工種※	5億円未満

(備考) ※その他の工種：しゅんせつ、さく井、ボーリング・グラウト、吹付、鋼塗装、区画線及び道路標示、標識、家屋解体、浄化槽、塗装、防水、内装仕上、昇降機設置、消防施設、下水処理設備

2 技術・社会貢献評価制度

技術・社会貢献評価制度は、(1)建設業者の入札参加資格者の格付、(2)入札参加資格要件、(3)総合評価落札方式における評価項目として活用している。

(1) 建設業者の入札参加資格者の格付

ア 技術・社会貢献評価数値の項目及び点数（別紙1のとおり）

イ 技術・社会貢献評価数値の項目数 30項目

ウ 「総合数値」（格付点数）＝「総合評定値」＋「技術・社会貢献評価数値」

「総合評定値」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の規定に基づき、経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号））で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値をいう。

(2) 入札参加資格要件

技術・社会貢献評価数値の取得を入札参加資格要件とすることとして、次表のとおり入札区分に応じて、入札参加資格要件とする数値を設定する。

	入札区分	入札参加資格要件とする技術・社会貢献評価数値	
		平成27年7月から	令和4年10月から
一般土木	公募型一般競争入札（2億5千万円以上）	180点以上	同左
	制限付き一般競争入札	7千万円以上	110点以上
		2千万円以上	60点以上
	1千万円以上	10点以上	同左
建築一式	公募型一般競争入札（4億5千万円以上）	100点以上	同左
	制限付き一般競争入札	2億円以上	40点以上
		1億円以上	30点以上
	5千万円以上	5点以上	同左
電気・管	公募型一般競争入札（2億5千万円以上）	60点以上	80点以上
	制限付き一般競争入札	1億円以上	50点以上
		5千万円以上	15点以上
	1千3百万円以上	10点以上	20点以上

(3) 総合評価落札方式における評価項目

総合評価落札方式においては、施工計画等に加え、技術・社会貢献評価数値（工事成績を除く。）の取得状況をその評価項目の一つとしている。

3 総合評価落札方式

○適用工事

契約予定金額7千万円以上の全ての一般土木工事等（※）に適用

（※）一般土木工事（港湾土木工事を含む。）、アスファルト舗装工事、鋼橋梁（上部）工事、PC橋梁（上部）工事、造園工事

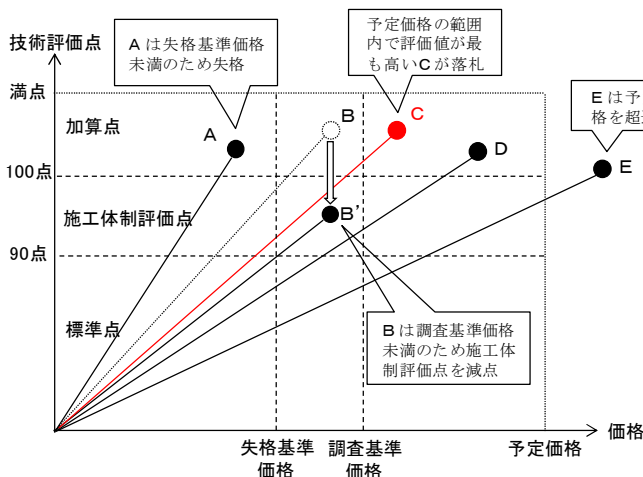
○総合評価落札方式の型式

型式	高度技術提案型	技術提案型	施工計画評価型	施工能力評価型
対象工事	技術的な工夫の余地が大きい工事 (民間の技術力による品質向上が目的)		技術的な工夫の余地が小さい工事 (仕様に基づいた適切・確実な施工が目的)	
			2億5千万円以上の土木工事のうち、重要構造物に関する工事又は施工上特に配慮が必要な工事	7千万円以上の全ての一般土木工事等のうち、左記に該当しない工事
技術的能力を評価するために求める提案内容	高度な技術提案	技術提案	施工計画	—
評価項目	○技術提案 ・総合的なコスト（維持管理費の低減、補償費の抑制等） ・工事目的物の性能、機能（強度、耐久性の向上、美観等） ・社会的要請（騒音・振動対策、粉塵抑制、安全対策、環境の維持、工期短縮等） [工事ごとに評価項目を設定し、技術提案を求める。] ○減点（不履行項目数）		○施工計画 ○企業の施工能力（同種工事の施工実績、工事成績、社会貢献点数、地域固有の社会貢献活動） ○配置予定技術者の技術力（同種工事の施工実績、工事成績、継続学習の取組状況） ○地域建設業者の育成（本店所在地、県内企業の下請負人活用状況、ICTの活用、当該工事で使用する作業船、CCUSの活用） ○減点（不履行項目数）	○企業の施工能力（同種工事の施工実績、工事成績、社会貢献点数、地域固有の社会貢献活動） ○配置予定技術者の技術力（同種工事の施工実績、工事成績、継続学習の取組状況） ○地域建設業者の育成（本店所在地、県内企業の下請負人活用状況、新技術・新工法の活用、県内産品の使用、若手技術者の育成、ICTの活用、当該工事で使用する作業船、CCUSの活用） ○減点（不履行項目数）
加算点	30点	10～30点	最大16.333点	最大8.333点

※別途「企業チャレンジ型」を試行

○総合評価落札方式の方法と落札者の決定方法

- 1 総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で除して得た数値（評価値）の最も高いものを落札者とする。
- 2 技術評価点は、標準点（90点）に施工体制評価点と加算点を加えたものとする。
- 3 加算点は、技術提案、施工計画、企業の施工能力などを評価して決定する。



評価値の算出方法〔除算方式〕
 評価値＝技術評価点／入札価格
 ＝（標準点(90点)＋施工体制評価点＋加算点)／入札価格

4 ダンピング受注の排除

工事の品質確保及びダンピング受注防止のため、契約予定金額5億円未満の工事で最低制限価格制度を導入しており、5億円以上の工事で低入札価格調査制度を導入している。ただし、総合評価落札方式を適用する工事では、契約予定金額にかかわらず全ての工事で低入札価格調査制度を導入している。

(1) 最低制限価格制度

最低制限価格

<設定範囲> 予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲

<算定式> (①最低制限基本価格×②ランダム係数)×消費税率等

①最低制限基本価格

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.000005刻みの値

※端数処理の関係から一部数値は0.000004【令和3年4月1日入札公告分から適用】

(2) 低入札価格調査制度

ア 低入札価格調査基準価格

<設定範囲> 予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲

<算定式> ①低入札価格調査基準価格(税抜き)×消費税率等

①低入札価格調査基準価格(税抜き)

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55

イ 失格基準価格(※)

(ア) 価格競争方式

<設定範囲> 予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲

<算定式> (①失格基準基本価格×②ランダム係数)×消費税率等

①失格基準基本価格

直接工事費×0.9+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.000005刻みの値

※端数処理の関係から一部数値は0.000004【令和3年4月1日入札公告分から適用】

(イ) 総合評価落札方式

<設定範囲> 予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲

<算定式> ①失格基準価格(税抜き)×消費税率等

①失格基準価格(税抜き)

直接工事費×0.9+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55

(※) WTO案件(契約予定金額2.3億円以上の工事)では、失格基準価格を設定できないため、特別重点調査基準価格(算定方法はイ(イ)に同じ)を設け、これを下回った者についてはより厳格な調査を行う。

(3) その他

上記算定式における各費用には、工事費の積算に用いる費用を別紙2「最低制限基本価格等の算定式における県の積算の取扱い」のとおり適用する。

技術・社会貢献評価数値の項目及び点数

項 目		平成27年 7月から	平成30年 7月から	令和元年 7月から	令和3年 10月から		
技術 評価 数値	ISO9001認証取得	16	16	16	16		
	CPDS、CPD単位取得者在籍(一般土木)(造園)(建築一式)(電気)(管)	6	6	6	6		
	さわやかな県土づくり賞受賞	16	16	16	16		
	人間サイズのまちづくり賞受賞	8	8	8	8		
	兵庫県優秀施工者賞受賞	4	4	4	4		
	兵庫県若手優秀施工者賞受賞	-	-	-	2		
	ひょうごの土木技術活用システム等登録	-	-	-	6		
	VE提案	上限48	上限48	上限48	上限48		
	建設労働災害防止活動：講習会等に参加	6	6	6	6		
	建設労働災害防止活動：安全指導者の在籍	-	-	6	6		
	建設労働災害防止活動：新規安全指導者の委嘱	-	-	4	4		
	工事成績	120～ -40	120～ -40	120～ -40	120～ -40		
	技術評価数値 計		224	224	234	242	
社会 貢献 評価 数値	障害者雇用 状況	法定雇用障害者数以上	40	40	40	40	
		法定雇用障害者数の2/3以上	24	24	24	24	
		法定雇用障害者数の1/3以上2/3未満	16	16	16	16	
		法定雇用障害者数の1/3未満	8	8	8	8	
		報告義務を有しない者が障害者を雇用	20	20	20	20	
	ひょうご障害者ハート購入企業認定 (令和4年10月から「ユニバーサル社会づくりへの参画」)		8	8	8	8	
	環境負荷削減 活動	ISO14001認証取得	16	16	16	16	
		エコアクション21認証取得(ISO14001認証取得との重複加算はしない)	16	16	16	16	
	建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰		8	8	8	8	
	兵庫県納税功労者表彰		4	8	8	8	
	ひょうご優良経営賞受賞		6	-	-	-	
	県内新規中小企業者		-	4	4	4	
	男女共同参画社会づくり協定締結		8	8	8	8	
	子育て応援協定締結		8	8	8	8	
	社会貢献活動 等	県と災害応急対策業務に関する協定等締結	災害協定締結企業における建設機械保有台数	上限10	上限10	上限10	上限10
			協定等に基づく要請による出動	16	16	16	16
		地域づくりのために資する重要な活動		8	8	8	8
		県が管理する道路、河川等の公共施設への愛護活動		6	6	6	6
		県の関係事業に対する支援		6	6	6	6
		就業体験事業等への協力		8	8	8	8
若年技術者の新規採用		上限20	上限20	上限30	上限30		
地域安全まちづくり活動		6	6	6	6		
刑務所出所者等の雇用		16	16	16	16		
建設業暴力追放活動		6	6	6	6		
社会貢献評価数値 計		212	214	224	224		
資格制限 等数値	資格制限	-16	-16	-16	-16		
	指名停止	-16	-16	-16	-16		
計		436	438	458	466		

別紙2

最低制限基本価格等の算定式における県の積算の取扱い

最低制限基本価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準(基本)価格の算定式における「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」には、工事費の積算に用いる費用(次表【 】内)を次表のとおり取り扱う。

積算の種別		「直接工事費」	「共通仮設費」	「現場管理費」	「一般管理費」
一般土木工事 (鋼橋製作の架設工事を含む)		【直接工事費】	【共通仮設費】	【現場管理費】	【一般管理費等】
建築工事、 建築設備工事	一般工事	【直接工事費(営繕基準)】×9/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)】×1/10 +【現場管理費(営繕基準)】	【一般管理費等】
	昇降機設備工事その他の 製造部門を持つ専門工事 業者を対象とした工事	【直接工事費(営繕基準)】×8/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)】×2/10 +【現場管理費(営繕基準)】	【一般管理費等】
鋼橋製作の工場製作		【直接工事費】	【間接労務費】	【工場管理費】	【一般管理費等】
土木 電気機械	一般工事	【直接製作費】+【直接工事費】 ただし、 【直接製作費】=「機器単体費」×6/10	【間接労務費】+【共通仮設費】 ただし、 【間接労務費】=「機器単体費」×1/10	【工場管理費】+【現場管理費】 +【機器間接費】 ただし、 【工場管理費】=「機器単体費」×2/10	【一般管理費等(機器単体費)】 +【一般管理費等(工事費)】 ただし、 【一般管理費等(機器単体費)】=「機器単体費」×1/10
	鉄塔・反射板工事	【工場塗装費】+【材料費】+【製作費】 +【直接工事費(架設)】 ただし、 【材料費】+【製作費】=「鉄塔製作費」×6/10	【間接労務費】+【共通仮設費】 ただし、 【間接労務費】=「鉄塔製作費」×3/10	【工場管理費】+【現場管理費】 ただし、 【工場管理費】=「鉄塔製作費」×1/10	【一般管理費等】
土木 機械設備工事		【直接製作費】+【直接工事費】	【間接労務費】+【共通仮設費】	【工場管理費】+【現場管理費】 +【据付間接費】+【設計技術費】	【一般管理費等】
機械設備点検・整備業務		【材料費】+【直接経費】 +【直接労務費】+【塗装費】	【共通仮設費】	【現場管理費】+【点検整備間接費】 +【技術調査費】	【一般管理費等】
下水道 電気設備工事、機械設備工事		【機器費】×6/10+【直接工事費】	【機器費】×1/10+【共通仮設費】	【機器費】×2/10+【現場管理費】 +【据付間接費】+【設計技術費】	【機器費】×1/10 +【一般管理費等(工事費)】